

税理士法施行規則の一部を改正する省令要旨

- 1 税理士試験受験資格認定申請書及び税理士試験免除申請書について、住民票の写しの添付を要しないこととする。(第2条の3、第3条、第1号様式、第5号様式、第6号様式関係)
- 2 税理士試験受験資格認定申請書等の様式について、日本工業規格が日本産業規格に名称変更されることに伴う所要の整備を行うこととする。(第1号様式～第10号様式関係)
- 3 この省令は、別段の定めがあるものを除き、平成31年4月1日から施行することとする。(附則第1項関係)